

※ お知らせ

奈良県

下表に該当する場合は届出が必要ですので、それぞれの提出期限までに提出してください。

1, 建設リサイクル法に基づく届出

工場の種類 (特定建設資材 ^{※1} を用いるものに限る)	工場の規模	提出期限	提出者
建築物の解体	床面積の合計80㎡以上	工事に着手する 7日前まで	発注者 又は 自主工事 施工者
建築物の新築・増築	床面積の合計500㎡以上		
建築物の修繕・模様替等	請負代金の額1億円以上		
建築物以外の工作物に関する工事	請負代金の額500万円以上		

※1 特定建設資材・・・「コンクリート」「コンクリート及び鉄から成る建設資材」「アスファルト・コンクリート」「木材」

* 様式は奈良県公式ホームページ内にある[技術管理課][建設リサイクル]のページ
(<http://www.pref.nara.jp/3623.htm>)からダウンロードできます。

2, 建築基準法に基づく届出

届出の種類	工場の規模	提出期限	提出者
[建築物の除却のみを行う場合] 建築物除却届	除却予定建築物または 当該工事に係る部分の 床面積の合計が 10㎡を超えるもの	除却工事を行う前	除却工事 施工者
[建築物の除却と建築を同時期に行う場合] 建築工事届 (第4面除却欄に記入必要)		確認申請時	建築主

* 様式は奈良県公式ホームページ内にある[建築課][建築行政][建築工事届及び建築物除却届について]
のページ(<http://www.pref.nara.jp/36012.htm>)からダウンロードできます。

3, 提出先・問い合わせ先

建築工事届は、建築確認申請書に添付して
建築主事又は民間確認検査機関へ提出してください。

工場の地域	受付窓口
天理市・山添村・大和郡山市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町	郡山土木事務所 建築課 建築係 TEL 0743-51-0209
大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・上牧町・広陵町・王寺町・ 河合町・五條市・野迫川村・十津川村	高田土木事務所 建築課 建築係 TEL 0745-52-6144
桜井市・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・宇陀市・ 曾爾村・御杖村・東吉野村	桜井土木事務所 建築課 建築係 TEL 0744-42-9191
吉野町・川上村・下市町・大淀町・黒滝村・天川村・上北山村・ 下北山村	吉野土木事務所 庶務課 建築係 TEL 0746-32-4051
奈良市	奈良市役所 建築指導課 TEL 0742-34-4750
橿原市	橿原市役所 建築指導課 TEL 0744-47-3517
生駒市	生駒市役所 建築課 TEL 0743-74-1111